

第 12 回会議での協議部分についての条文（案）

（公聴会の公述人）

第●条 市民は、対象事項に対する賛否及びその理由を記載した書面をあらかじめ提出することにより、公聴会で意見を述べることを申し出ることができます。

2 執行機関は、必要と認めるときは、対象事項に関し識見を有する者を出席させ、意見を述べさせることができます。

3 公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述人」といいます。）は、第 1 項の規定による申出をした者及び前項の識見を有する者の中から市が決定します。この場合において、その案件に対し賛成者及び反対者があるときは、一方の意見に偏らないように公述人を決定しなければなりません。

追加

（投票資格者の要件）

第●条 略

2 略

（1）略

（2）略

（3）投票資格者名簿に登録されていない者

（4）投票資格者名簿に登録された者であっても投票日の当日（第●条(期日前投票等)の規定による投票にあつては、投票しようとする日)に第 1 項の規定に該当しない者

（住民投票の執行）

第●条 住民投票は、市長が執行するものとします。

2 市長は、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を岩倉市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」といいます。）に委任するものとします。

3 選挙管理委員会の委員は、自ら住民投票の実施の請求をし、及びこれに必要な署名の収集をすることはできません。

(代表者証明書等の交付等)

- 第●条 第●条(住民投票の実施の請求等)第1項の規定により住民投票の実施の請求しようとする者の代表者(以下「請求代表者」といいます。)は、市長に対して、住民投票に付そうとする事項、その趣旨その他必要な事項を記載した請求書をもって同項の請求をし、かつ、請求代表者であることの証明書(以下「代表者証明書」といいます。)の交付を受けなければなりません。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、請求代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに請求代表者に代表者証明書を交付し、その旨を公表するとともに、選挙管理委員会に通知しなければなりません。
 - 3 前2条に定めるもののほか、住民投票の実施の請求のために行う署名については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条の2及び第74条の3の規定の例によるものとします。

(要旨の公表等)

- 第●条 市長は、第●条(住民投票の実施の請求等)第5項又は第6項の規定により住民投票を実施することとなったときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければなりません。

(投票資格者名簿の調製と登録)

- 第●条 選挙管理委員会は、第●条(代表者証明書等の交付等)第2項の規定による通知があったときは、別に規則で定めるところにより、投票資格者名簿を調整し、投票資格者総数の50分の1及び4分の1の数を告示しなければなりません。
- 2 選挙管理委員会は、住民投票を行う場合においては、別に規則で定めるところにより、第29条第2項の規定による告示の日の前日(年齢については、当該住民投票の期日)現在における投票資格者を投票資格者名簿に登録しなければなりません。
 - 3 選挙管理委員会は、第29条第3項の規定により住民投票の期日を変更したときは、同条第4項の規定による告示の日の前日(年齢については、当該変更後の住民投票の期日)現在における投票資格者を投票資格者名簿に登録しなければなりません。

(投票日)

- 第●条 選挙管理委員会は、第●条(要旨の公表等)の規定による通知があったときは、その旨を告示し、その日から起算して30日を経過し、90日を超えない範囲内において住民投票の期日(以下「投票日」という。)を定めるものとします。
- 2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日を当該投票日の7日前までに告示しなければなりません。
 - 3 選挙管理委員会は、第1項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、愛知県の議会の議員若しくは長の選挙、本市の議会の議員若しくは長の選挙又は国民投票が行われるとき、その他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、当該投票日を変更することができます。
 - 4 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を変更したときは、変更後の投票日とその変更理由を付して速やかに告示しなければなりません。

(投票所等)

- 第●条 投票所及び第●条(期日前投票等)に規定する期日前投票の投票所(次項において「期日前投票所」といいます。)は、選挙管理委員会の指定した場所に設けます。
- 2 選挙管理委員会は、前条第2項の規定による告示の日に投票所及び期日前投票所を告示しなければなりません。

(投票の方法等)

- 第●条 投票は、一人一票とし、秘密投票とします。
- 2 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければなりません。

(期日前投票等)

- 第●条 投票人は、前条の規定にかかわらず、別に規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票をすることができます。

(代理投票等)

第●条 身体故障その他の理由により、自ら投票用紙に記載することができない投票人は、別に規則で定めるところにより代理投票又は点字投票をすることができます。

(無効投票)

第●条 次に掲げる投票は、無効とします。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 白紙投票
- (3) 投票の意思が明らかに判別し難いもの
- (4) 他事の記載により投票の秘密を脅かすと認められるもの

2 選挙管理委員会は、分かりやすい投票の方法に配慮し、無効票が生じないよう努めるものとします。

(投票結果の告示)

第●条 選挙管理委員会は、住民投票が実施されたときは、開票結果を告示しなければなりません。

(投票及び開票)

第●条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人、期日前投票、不在者投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)並びに岩倉市公職選挙管理規程(平成15年9月29日選管訓令第2号)の規定の例によるものとします。

(委任)

第●条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に規則で定めます。